

社会福祉法人上富田町社会福祉協議会 デイサービスセンターくちくまの  
指定通所介護（指定相当通所型サービス）事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会が設置するデイサービスセンターくちくまの（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護（指定相当通所型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業サービスを円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当通所型サービスにあたっては要支援状態又は事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定相当通所型サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前項のほか、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」、「田辺市介護

予防・日常生活支援総合事業における指定相当通所型サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 8 事業サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 事業サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人上富田町社会福祉協議会  
          デイサービスセンターくちくまの
- (2) 所在地 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504番地の8

(従業者の職種、員数及び職種内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職種の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)  
      管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている事業サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また通所介護計画(指定相当通所型サービス計画)の作成を行う。通所介護計画(指定相当通所型サービス計画)の作成にあたっては、サービスの提供に関わる従業者が共同の上、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者にとりまとめを行わせるものとする。

- (2) 通所介護(指定相当通所型サービス)従業者  
      生活相談員 1名以上(常勤兼務3名)  
      介護職員 4名以上(常勤専従2名・常勤兼務3名・非常勤専従1名)  
      機能訓練指導員 1名以上(非常勤2名)  
      看護職員 1名以上(非常勤2名)  
      通所介護(指定相当通所型サービス)従業者は、事業サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する事業サービスの利用の申し込みに係る調整、

他の通所介護（指定相当通所型サービス）従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は健康状態の確認及び介護を行う。欠勤の場合は、同一法人内事業所（上富田福祉センターデイサービス）看護師と連携・指示ができる連絡体制を確保する。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日とする。  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3） サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
- （4） 台風上陸・及び自然災害の発生の危険性がある場合には、事業の中止  
営業時間の短縮等の措置を取る。

（事業の利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、1日1単位30名とする。

（事業サービスの内容）

第8条 事業サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- （1） 食事の提供
- （2） 入浴
- （3） 日常生活動作の機能訓練
- （4） 健康状態の確認
- （5） 送迎
- （6） 日常生活における相談及び助言
- （7） その他日常生活上の援助 など

（利用料等）

第9条 事業サービスを提供した場合の利用料の額は、「上富田町が定める額」とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、上富田町の被保険者以外に事業サービスを提供した場合の利用料の額は、当該被保険者の居住する保険者

の設定する額とする。

- 2 食事の提供に要する費用については、550円を徴収する。
- 3 おむつ代については、無料とする。
- 4 その他、事業サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 事業サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規定に規定する重要事項に関する規定の概要、事業所の従業員の勤務の体制、サービスの内容、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書（重要事項説明書等）に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、上富田町の区域とする。

（衛生管理及び感染症対策に関する事項）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。また適切な衛生管理及び感染症及びまん延防止等のため、衛生管理推進委員を配置する。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、全職員に周知徹底する。

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）全職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を概ね6か月に1回以上実施する。また感染状況を鑑み、必要に応じて実施する。新規職員採用時には必ず、感染防止対策研修を実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は事業サービスの提供を受ける際には、医師の診療や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する事業サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 事業サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(人権擁護)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、人権擁護推進

員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待防止と身体拘束防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止または身体拘束を防止するための指針の整備
  - (2) 虐待の発生または身体拘束防止対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (3) 虐待防止または身体拘束を防止するための従業者に対する研修の実施(原則年1回及び新規採用時)
  - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、全ての従業者(看護師、関係法令で定める資格を有する者等を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事業サービスに関する記録を整備し、完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人上富田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を和歌山県(西牟婁振興局)・田辺市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和1年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。